

マイナンバーカードで受診するための留意点

POINT
01

マイナンバーカードで受診するためには、事前に資格記録の登録が必要です。

2023年4月以降、医療機関や薬局など（以下、「医療機関」という。）では、「**オンライン資格確認**」の導入が義務化されており、マイナンバーカードで診療を受ける患者については、診療前に医療保険の資格記録を確認します。

【資格記録の確認ができると保険診療（原則3割負担での診療）を受けることができます。】



医療機関



患者（加入者様）

→

受診



医療機関

→

資格確認



オンライン資格確認等システム^{※1}

※1:オンライン資格確認等システムとは、国民の資格記録を収録するためのシステムのことをいいます。

医療機関が患者の資格記録を確認するためには、事業所から届書^{※2}を受けた健保組合が、医療保険の資格記録をオンライン資格確認等システムへ登録する必要があります。

※2:届書とは、入社時や扶養家族を追加するときに届出する資格取得届、被扶養者届のことをいいます。



健保組合



事業所

→

届出



健保組合

→

登録



オンライン資格確認等システム

【重要】： マイナンバーカードで受診するためには、事業所の届出 と 健保組合の登録 が必要です。
【登録が完了するまではマイナンバーカードでの受診はできませんので、ご注意ください。】

POINT
02

事業所の届出と健保組合の登録は、法令で期限が定められています。

事業所からの届書は、加入者が資格取得するとき（事業所に入社するとき、扶養家族を追加するときなど）に必要となり、法令により、事実があった日（例えば入社日）から5日以内に健保組合に届出することが求められています。なお、事業所から届書を受けた健保組合も、法令により、届書を受けた日から5日以内にオンライン資格確認等システムに資格記録を登録することが求められています。



事業所

事業所は届書を
5日以内に届出



健保組合

健保組合は資格記録を
5日以内に登録



オンライン資格確認等システム

【重要】： 当健保組合では、原則、事業所から届出があった日から5日以内^{※3}に資格記録を登録しています。

※3:届書の内容や添付書類等に不備があった場合は、不備が解消されてから登録を行います。

POINT
03

届書には、マイナンバーと氏名、生年月日、性別、住所の記載が必要です。

届書や添付書類の「住民票」にマイナンバーが正確に記載されていない場合^{※4}、氏名・生年月日・性別・住所からマイナンバーの照会を行いますので、データ登録が完了するまで上記の5日に加え、3日程度の時間を要することになります。^{※5}

なお、データ登録が完了するまではマイナンバーカードによる受診はできません。

※4:マイナンバーの収集を外部委託している会社にお勤めの方は、委託先からマイナンバーの提出依頼が届き次第、すみやかに提出してください。

※5:マイナンバーの照会を行ったものの、氏名・生年月日・性別・住所に誤りがあり、照会結果を得られない場合は、誤りが解消するまでさらに時間を要します。

POINT
04

加入者様ご自身の資格記録の登録状況は、マイナポータルで確認できます。

マイナンバーカードで受診できないことを防ぐために、**事前にマイナポータル^{※6}にアクセスして**、医療保険の資格情報画面に最新の情報が登録されていることを確認してください。

医療保険の資格情報画面が確認できれば、マイナンバーカードで受診する準備は完了です。



→



→



→



【医療保険の資格情報画面】

※6:マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスのことをいいます。上記QRコードまたはweb、アプリからログインすることができます。

